第百三十一条の次に次の二条を加える。

（投資口の併合に関する事前開示事項）

第百三十一条の二　法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次に掲げる事項その他の法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

イ　投資口の併合をする投資法人に支配投資主（投資法人の計算に関する規則第六十二条第六号に規定する支配投資主をいう。）がある場合には、当該投資法人の投資主（当該支配投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ　法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

二　投資口の併合をする投資法人（清算投資法人（法第百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　当該投資法人において最終営業期間（各営業期間（法第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第百三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）の末日（最終営業期間がない場合にあっては、当該投資法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第一項第一号に規定する日をいう。次号において同じ。）後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ　当該投資法人において最終営業期間がないときは、当該投資法人の成立の日における貸借対照表

三　備置開始日後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（投資口の併合に関する事後開示事項）

第百三十一条の三　法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　投資口の併合が効力を生じた日

二　法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三　法第八十八条の規定による手続の経過

四　投資口の併合が効力を生じた時における発行済投資口の総口数

五　前各号に掲げるもののほか、投資口の併合に関する重要な事項

第百三十三条第一項中「（法第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）」を削る。

第百三十四条第一項中「募集投資口と」を「募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第百三十七条の見出し中「に対して」を「に対する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき執行役員等）

第百三十七条の二　法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行った執行役員

二　出資の履行の仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ロ　当該役員会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した執行役員

第百三十九条の三を第百三十九条の四とし、第百三十九条の二の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権に係る払込みの仮装に関して責任をとるべき執行役員等）

第百三十九条の三　法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　払込み（法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号の払込みをいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行った執行役員

二　払込みの仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ロ　当該役員会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した執行役員

第百四十条第二号中「事項（一）の下に「第百四十二条の二第三号、」を加える。

第百四十二条の次に次の一条を加える。

（投資口の併合に関する議案）

第百四十二条の二　執行役員が投資口の併合に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該投資口の併合を行う理由

二　法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容

三　法第九十条の二第一項の決定をした日における第百三十一条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第百四十五条第六号中「当該投資法人、その親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親法人（当該投資法人に親法人がない場合にあっては、当該投資法人）の子法人（当該投資法人を除く。）」を「次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該投資法人に親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。ロにおいて同じ。）がある場合　当該投資法人、当該親法人又は当該親法人の子法人（当該投資法人を除く。）

ロ　当該投資法人に親法人がない場合　当該投資法人又は当該投資法人の子法人

第百四十五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　候補者と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

第百四十八条の二中「役員等に」を「役員等（法第百十五条の六第一項に規定する役員等をいう。第百六十条第一項及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）に」に改める。

第百五十三条第一項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五　議案が投資口の併合に関するものである場合において、投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五条第一項本文の規定による請求に際して第百四十二条の二に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その内容